



国土建第4号
国土建整第7号
平成24年4月12日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課長



建設市場整備課長



砕石及び砂利の出荷基準及び細則について

この度、経済産業省において、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある砕石場及び砂利砕石場における「砕石及び砂利の出荷基準及び細則」が制定され、福島県へ別添のとおり通知されました。

今後、福島県を通じて対象地域の事業者へ通知され、5月15日以降に出荷基準が適用されることになります。

つきましては、貴団体におかれましては、貴団体会員企業各位へ周知いただくようお願い申し上げます。

(別添)

経済産業省

平成 24・04・10 製局第 1 号

平成 2 4 年 4 月 1 0 日

福島県知事 殿

経済産業省製造産業局長



砕石及び砂利の出荷基準及び細則について（通知）

上記について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり、砕石及び砂利の出荷基準及び細則を制定いたしましたので、通知いたします。

貴県におかれましては、本出荷基準の対象地域の事業者に対し、本通知内容を周知いただけますよう、お願い申し上げます。

砕石及び砂利の出荷基準

平成 24 年 3 月 22 日制定
経済産業省製造産業局
住宅産業窯業建材課

1. 対象製品

砕石及び砂利（砂及び真砂土を含む）を対象とする。

2. 対象地域

当面の間、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場を対象とする。

3. 作業手順

対象製品を製造し出荷する事業者は、製品の放射線量を低減化させるため、操業を再開する際や、出荷停止後に出荷を再開する際は、以下の作業を行うこととする。

- ・ストックヤード、プラント、重機、車両等を可能な限り除染する。
- ・平成 23 年 4 月以降に採取していない場所については表層を少なくとも 5cm 以上除去した上で岩石を採取するなど、適切な措置を講ずる。

4. 暫定基準値

対象製品を製造し出荷する事業者は、当面の間、定期的に代表的な複数箇所から製品をサンプル測定し、放射性セシウム平均濃度（Cs134 及び Cs137 の合計値）が 100Bq/kg 以下であれば出荷可能とする。

ただし、対象地域における道路、河川等の屋外の公共工事に使用される製品については、当面の間、定期的に代表的な複数箇所から製品をサンプル測定し、表面線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下であれば出荷可能とする。

なお、継続して暫定基準値を下回る場合は、測定頻度を下げることができる。

5. 細則

上記に定める事項のほか、必要に応じ基準の細則を定める。

碎石及び砂利の出荷基準細則

平成24年4月10日制定
経済産業省製造産業局
住宅産業窯業建材課

1. 出荷基準適用の対象外となる採石場又は砂利採取場

- ・ 出荷基準の対象地域にある採石場及び砂利採取場であっても、ストックヤード及び採取場所等の代表的な複数箇所（ストックヤードに貯蔵している碎石等の中央部及び端の箇所の露出部分等、平成23年4月以降に採取していない切羽を含む）からの製品の測定結果で放射性セシウム平均濃度（Cs134及びCs137の合計値）が全て不検出（N.D.）である場合は、当該採石場等を出荷基準適用の対象外とすることができる。
- ・ スtockヤード及び採取場所等の代表的な複数箇所からの製品の測定結果については、平成24年1月以降に国・福島県等が実施した採石場及び砂利採取場の測定結果を活用することができる。

2. 作業手順

- ・ スtockヤード、プラント、重機、車両等を除染する際は、必ずしも全ての箇所・機材を除染する必要はなく、製品に放射性物質が付着するおそれがある箇所等を可能な限り除染すればよい。
- ・ 平成23年4月以降に採取していない場所については、表層を少なくとも5cm以上除去した上で岩石等（真砂土等）を採取する。
表層を剥ぎ取ることが困難な場合は、平成23年4月以降、最初に起砕した岩石は製品として出荷しないなどの措置を講ずる。
河川砂利については、採取した砂利を洗浄プラントで複数回洗浄するなどの措置を必要に応じて継続的に実施する。
- ・ なお、表層を除去していない場所から雨水が流れ込み留まるような場所については、放射性物質が新たに付着する可能性があることに留意する必要がある。

3. 測定方法

- ・ 対象製品のサンプル測定については、国・福島県等が実施する採石場又は砂利採取場の測定方法を参考にしつつ、ストックヤード又は採取場所等（ストックヤードに貯蔵せず採取場所等から直接出荷する場合）の代表的な複数箇所（ストックヤードに貯蔵している碎石等の中央部及び端の箇所、平成23年4月以降に採取していない切羽を含む）から製品をサンプル測定し、複数の製品を出荷している場合は、最も粒径の小さ

い製品をサンプル測定する。

- ・ 測定誤差については、暫定基準値の判定の際に考慮することができる。具体的には、暫定基準値を上回った場合でも測定誤差の範囲内であれば出荷可能とする。

4. 測定頻度

- ・ 対象製品のサンプル測定の頻度については、原則1ヶ月に1回とする。
- ・ ただし、3回連続で暫定基準値を下回った場合は、その後の製品のサンプル測定は3ヶ月に1回でよい。さらに、3回連続で暫定基準値を下回った場合は、その後の製品のサンプル測定は6ヶ月に1回でよい。
- ・ なお、出荷基準の適用前に自主的にサンプル測定を継続的に実施し、かつ、その測定結果が上記の要件を満たす場合は、測定頻度を緩和することができる。

5. 結果報告

対象製品のサンプル測定の結果については、速やかに経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課に報告すること。

<報告先>

経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課骨材係

E-mail : jyutaku-ka@meti. go. jp、FAX : 03-3501-6799

6. 出荷停止

対象製品のサンプル測定の結果、暫定基準値を上回った場合は、製品を出荷しないようにすること。

7. 出荷再開

対象製品の出荷再開に当たっては、出荷基準の作業手順に従い除染等の作業を行った上で、対象製品のサンプル測定で暫定基準値を下回っていることを確認すること。

8. 適用開始

出荷基準の適用開始時期については、原則として平成24年5月15日とするが、国・福島県等による採石場又は砂利採取場の測定が未実施の場合は当該測定が実施された以降とする。